

公益財団法人オーディオテクニカ奨学会
役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

第1章 目的及び定義

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人オーディオテクニカ奨学会（以下「この法人」という。）定款第14条及び第28条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選定委員及び奨学生選考委員をいう。

2 報酬とは、役員等の職務執行の対価として支払うものをいう。

3 監査報酬とは、監事が監査を行ったときに、その職務の執行の対価として支払うものをいう。

4 費用とは、役員等が、職務の執行のために要した旅費等を弁償するために支払う経費のことをいう。

5 この規程を適用する役員等は、株式会社オーディオテクニカの役員及び社員を兼務している者並びにこの法人の設立者を除く者とする。

第2章 役員等の報酬

(役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬は次のとおりとする。

(1) 理事、監事及び評議員の報酬

理事、監事及び評議員が、理事会又は評議員会に出席した場合、当日の報酬として一人当たり20,000円(源泉徴収額は除く)を限度として支給することができる。

なお、理事に対する報酬は、各年度の総額が72万円を超えない範囲とする。

(2) 監事の監査報酬

監事が監査を行ったときは、一人一日あたり10,000円(源泉徴収額は除く)を報酬として支給することができる。

(3) 評議員選定委員の評議員選定委員会出席報酬

評議員選定委員が、評議員選定委員会に出席した場合は、一人一日あたり 10,000 円（源泉徴収額は除く）を報酬として支給することができる。

(4) 奨学生選考委員の報酬

① 奨学生選考委員が、選考委員会に出席した場合は、一人一日あたり 20,000 円（源泉徴収額は除く）を報酬として支給することができる。

② 奨学生選考委員が、選考面接を行ったときは、一人一日あたり 10,000 円（源泉徴収額は除く）を報酬として支給することができる。

第3章 費用の弁償

(費用の弁償)

第8条 役員等に弁償する費用は次のとおりとする。

役員等が職務の執行のために要した旅費等を弁償するために、一人一日当たり 3,000 円（源泉徴収額は除く）を限度として費用を支払うことができる。なお、役員等に支払う費用は、各年度の総額が30万円を超えない範囲とする。

第4章 公表

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第5章 改正

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

第6章 補足

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。